

都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

平成14年の都市再生特別措置法施行以来、各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、人口減少の本格化、資材価格やエネルギー価格の高騰など、大きく変化する社会経済情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻すとともに、多極分散型社会を実現し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められている。

特に近年では、建築費の高止まりや資材不足等の事業環境の悪化により都市再生の停滞が危惧される深刻な事態に直面している。

各自治体が抱える重要な都市開発プロジェクトの推進のためには、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや民間事業者との連携が欠かせず、都市の成長に繋がる安定的な事業推進に係る国の支援は極めて重要である。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方のみにとどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

については、都市再生の推進に向けて、下記のとおり要請する。

記

(令和の都市（まち）リノベーション推進に対する支援)

- 1 令和の都市（まち）リノベーションを国、地方公共団体、地域住民・事業者等が一体となって、機を逃さず、強力に進めていくため、令和8年5月27日公布の改正都市再生特別措置法の趣旨及び具体的運用が早期に浸透するよう、分かりやすく体系化されたガイドラインの整備と周知徹底を行うこと

併せて、本法改正と一体となって都市の価値向上に資する既存のウォークブル施策や、コンパクト・プラス・ネットワークの推進を含め、以下に対する支援を強化すること

①ウォークブル施策に対する支援

「行きたくなる」「過ごしたくなる」といった視点を重視し、ウェルビーイングの向上やパブリックライフの浸透につながる施策を推進するため、民間事業者等によるウォークブル空間の創出や利活用を促す財政支援を拡充す

ること

②エリアマネジメント活動に対する支援

持続的なエリア価値の向上を図るため、公物占用料の減免等のインセンティブを充実するとともに、専門人材の育成・確保や官民連携による取組の将来にわたる活動継続を支えるため、十分な財源の確保及び機動的な財政支援を実施すること

③既存ストックの保全・活用に対する支援

既存ストックや地域資源を活かし、地域固有の魅力を高める取組を促進し、官民連携により継続的にエリア価値向上を図る体制の構築支援や財政支援の拡充を行うこと

④立地適正化計画の作成や見直し等に対する支援

コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の作成や見直し等への支援を充実するとともに、業務施設等の立地促進などへの十分な財源の確保及び「まちづくりの健康診断」などを活用した技術的支援を実施すること

(環境に配慮したまちづくりに対する支援の強化)

- 2 環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、ウェルビーイングの向上を図るためには、都市における緑地・オープンスペースの確保が重要であることから、民間事業者等による良質な緑地確保の取組に対して評価・認定を行う優良緑地確保計画認定制度（T S U N A G）について、認定取得を促進するためのインセンティブの強化を図ること

併せて、官民連携による緑地・オープンスペースの確保を強力に後押しするため、「民間主体による低未利用地の活用を促進する市民緑地に係る税制上の特例措置（令和9年3月31日まで）」について、特例措置期限を延長すること

(地方都市等の再生に対する支援)

- 3 市街地再開発事業や土地区画整理事業、都市再生整備計画関連事業などのプロジェクトは都市の再生に重要かつ効果的な事業であることから、物価高騰や事業の長期化等の事業環境下においても確実かつ円滑に推進できるよう、それらの事業を支援する十分な財源の確保や事業の進捗に合わせた機動的な財政支援及び税制上の柔軟な取扱いを実施すること

また、「市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税制上の特

例（令和 9 年 3 月 31 日まで）」及び「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税制上の特例（令和 8 年 12 月 31 日まで）」について、特例措置期限を延長すること

（災害に強いまちづくりに向けた支援）

- 4 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅等における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図る都市安全確保促進事業について、十分な財源を確保するとともに、ソフト・ハード対策への機動的な財政支援を実施すること

また、近年、全国的に地震や風水害等の甚大な災害が多発する中、安全なエリアへの自主的な移転を促進するため、「災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置」について、不動産取得税の特例措置期限（令和 9 年 3 月 31 日まで）を延長すること

（国際競争拠点都市整備事業等への機動的な財政支援）

- 5 我が国の経済の牽引役となる都市の国際競争力強化を図るため、オフィスやイノベーション拠点の集積やターミナル駅の機能強化などに資する都市インフラの整備を対象とする国際競争拠点都市整備事業等について、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること

令和 8 年 8 月 7 日
指定都市市長会